

事業譲受公告

平成23年11月 1日

株主各位

大阪市北区天満一丁目20番5号
象印マホービン株式会社
代表取締役 市川 典男

当社は、平成23年11月21日を効力発生日として、当社の100%子会社である沖縄象印販売株式会社（本店所在地：沖縄県那覇市西二丁目18番11号）の事業の全部を譲受けることにいたしましたので公告いたします。

なお、この事業譲受けは、会社法第468条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

記

1. 会社法第468条第3項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第469条第5項の規定に基づき、この事業譲受けに反対で株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

以上